

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年7月

群馬県 板倉町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				中新田	無	令和6年度～令和10年度	中新田 むらづくり推進協議会
○				板倉東部	無	令和6年度～令和10年度	板倉東 むらづくり推進協議会
○				大荷場	無	令和6年度～令和10年度	大荷場 むらづくり推進協議会
○				板倉西部	無	令和4年度～令和8年度	板倉西 むらづくり推進協議会
○				下五箇	無	令和4年度～令和8年度	下五箇南部 むらづくり推進協議会
○				仲伊谷田	無	令和4年度～令和8年度	ファームランドエビセ 協議会
○				離	無	令和4年度～令和8年度	離 むらづくり推進協議会
○				大曲	無	令和4年度～令和8年度	大曲村作り推進協議会
○				除川	無	令和7年度～令和11年度	除川 むらづくり推進協議会
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	